

様式第4（施行規則第16条関係）

表

		第		号	
特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第12条第4項の規定による					
立 入 検 査 証					
写 真	(押 出 ス タ ン プ 割 印)	官 職 及 び 氏 名			
		年	月	日	生
		年	月	日	交 付
		発 行 者		印	

裏

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律抜粋

（報告及び検査）

第12条 経済産業大臣は、第4条第1項の規定による指定及び前条第2項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者に対し、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第6条第1項及び第4項、第8条第1項並びに第10条第3項の規定の施行に必要な限度において、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、その取引に関し報告をさせ、又はその職員に、特定デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、第6条第1項及び第4項、第8条第1項並びに第10条第3項の規定の施行に必要な限度において、商品等提供利用者に対し、その取引に関し報告をさせることができる。

4 第1項及び第2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

三 第12条第1項から第3項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。